

## 山口市U J I ターン長期滞在サポート補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口県外から山口県央連携都市圏域（以下「圏域」という。）への移住を希望する者に対して、移住前に、圏域において就職活動や起業・創業前の準備、住宅の下見を行うために一定期間滞在するための賃貸住宅の家賃等の一部を支援することにより、円滑な移住の促進を図ることを目的とした補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 補助対象者が移住前の下見を行うため市内に滞在することを目的に定期借家契約し、家賃等を支払う借家、賃貸アパート等の住宅をいう。ただし、圏域内のお試し暮らし住宅、公営住宅及び雇用促進住宅を除く。
- (2) 家賃等 家賃、付帯する駐車場の使用料、保険料、定期借家契約に係る手数料及び鍵交換費をいう。ただし、共益費は除く。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるものについては、この限りではない。

- (1) 県外に居住し、圏域への移住を希望する者
- (2) 移住の理由が転勤、結婚又は進学以外である者
- (3) 市内の賃貸住宅について契約をした者
- (4) 賃貸住宅の所有者等が入居者の3親等内の親族でない者
- (5) 他の公的制度による家賃補助を受けていない者
- (6) 賃貸契約期間内に、本市の相談窓口を訪問する者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、賃貸住宅に対して補助対象者が支払う家賃等とし、契約がなされた期間の内、契約期間の初日から1ヶ月間を上限とする家賃等とする。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内（補助金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）で、5万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市U J I ターン長期滞在サポート補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、入居の10日前までに市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回に限り交付する。

### (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市U J I ターン長期滞在サポート補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山口市U J I ターン長期滞在サポート補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定し、山口市U J I ターン長期滞在サポート補助金変更等承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、契約期間が1ヶ月に満たない場合は契約期間終了後、それ以外は契約がなされた最初の1ヶ月が経過した後、速やかに山口市U J I ターン長期滞在サポート補助金交付請求書（様式第5号）に家賃の支払いを証する書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、適法な交付請求書を受理したときは、当該交付請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取り消し等）

第11条 市長は、交付通知者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

（3）虚偽の申請をしたとき。

（4）市長の指導等に従わないとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。